

**令和4年度 埼玉県公立学校における
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について**

1 調査の趣旨

児童生徒の問題行動等について、埼玉県公立学校の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、その実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に、また、不登校児童生徒への適切な支援につなげていくもの

2 調査期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間

3 調査範囲（休校は除く）

埼玉県内公立学校 1,429校（63市町村）

小学校 798校 ※義務教育学校 前期課程1校を含む

中学校 416校 ※義務教育学校 後期課程1校を含む
中等教育学校 前期課程1校を含む

高等学校 165校 ※中等教育学校 後期課程1校を含む
全日制、定時制、通信制別に1校として集計
本科のみ

特別支援学校 50校 ※分校は1校として集計
高等部は本科のみ

4 調査項目および調査対象児童生徒数

区分	項目	対象児童生徒数
調査Ⅰ	小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況	小学校 357,206人
		中学校 176,817人
		高等学校 111,384人
調査Ⅱ	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等	小学校 357,206人
		中学校 176,817人
		高等学校 111,384人
		特別支援学校 8,360人
調査Ⅲ	小学校及び中学校における長期欠席の状況等	小学校 357,206人
		中学校 176,817人
調査Ⅳ	高等学校における長期欠席の状況等	高等学校 108,508人 ※通信制課程を除く
調査Ⅴ	高等学校における中途退学の状況等	高等学校 111,384人
調査Ⅵ	小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況	小学校 357,206人
		中学校 176,817人
		高等学校 111,384人

（出典）令和4年度 学校基本調査より

5 調査結果の主な特徴（カッコ内は前年度）

- I 小、中、高等学校における暴力行為の発生件数は、4,429件（3,720件）であり、児童生徒1,000人当たりの発生件数は6.9件（5.7件）である。
- II 小、中、高等学校および特別支援学校におけるいじめの認知件数は34,993件（30,874件）であり、児童生徒の1,000人当たりの認知件数は53.5件（46.8件）である。
- III 小、中学校における不登校児童生徒数は14,110人（11,178人）であり、1,000人当たりの不登校児童生徒数は26.4人（20.8人）である。
- IV 高等学校における不登校生徒数は2,804人（2,364人）であり、1,000人当たりの不登校生徒数は25.8人（21.4人）である。
- V 高等学校における中途退学者数は1,182人（1,127人）であり、中途退学者の割合は1.1%（1.0%）である。
- VI 小、中、高等学校における自殺が疑われる事案の件数は18件（17件）である。

6 目次

I 小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況	P 3
ア 暴力行為の発生学校数、発生件数等	P 3
イ 学年別加害児童生徒数	P 4
ウ 加害児童生徒に対する学校の措置別人数	P 4
II 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等	P 5
ア いじめを認知した学校数、いじめの認知件数	P 5
イ いじめの認知件数のうち、警察に相談・通報した件数	P 5
ウ いじめの現在の状況	P 6
エ いじめの認知件数の学年別、男女別内訳	P 7
オ いじめの発見のきっかけ	P 8
カ いじめられた児童生徒の相談の状況	P 10
キ いじめの態様	P 11
ク いじめの対応状況（1）いじめる児童生徒への特別な対応	P 12
ケ いじめの対応状況（2）いじめられた児童生徒への特別な対応	P 14
コ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組	P 15
サ いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対して行った具体的な方法について	P 17
シ いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について	P 19
III 小学校及び中学校における長期欠席の状況等	P 20
ア 長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数）	P 20
イ 不登校の要因	P 21
ウ 相談・指導等を受けた学校内外の機関等	P 22
エ 自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数	P 24
IV 高等学校における長期欠席の状況等	P 25
ア 長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数）	P 25
イ 不登校の要因	P 26
ウ 相談・指導等を受けた学校内外の機関等	P 27
V 高等学校における中途退学の状況等	P 29
ア 退学者数	P 29
VI 小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況	P 29
ア 自殺に係る調査を実施した件数	P 29

I 小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況

ア 暴力行為の発生学校数、発生件数等

区分		R 1	R 2	R 3	R 4	
小学校	学校総数	809	807	805	798	
	発生学校数	①対教師暴力	102	82	91	106
		②生徒間暴力	300	287	323	318
		③対人暴力	11	8	14	10
		④器物損壊	120	94	112	129
		計	356	332	369	372
	発生件数	①対教師暴力	455	301	217	294
		②生徒間暴力	2,096	2,140	1,645	2,003
		③対人暴力	20	13	28	21
		④器物損壊	306	222	200	262
		計	2,877	2,676	2,090	2,580
	加害児童生徒数	①対教師暴力	152	112	123	169
		②生徒間暴力	1,683	1,579	1,348	1,595
		③対人暴力	29	14	35	17
		④器物損壊	249	189	206	267
計		1,931	1,839	1,653	1,962	
2回以上の暴力行為を行った児童生徒の人数	352	358	291	385		
中学校	学校総数	417	417	417	416	
	発生学校数	①対教師暴力	39	33	45	47
		②生徒間暴力	218	211	243	260
		③対人暴力	14	17	12	12
		④器物損壊	111	88	114	119
		計	256	235	270	282
	発生件数	①対教師暴力	58	64	72	83
		②生徒間暴力	1,072	802	1,139	1,259
		③対人暴力	23	18	19	12
		④器物損壊	294	222	271	350
		計	1,447	1,106	1,501	1,704
	加害児童生徒数	①対教師暴力	47	37	58	54
		②生徒間暴力	1,083	829	1,114	1,239
		③対人暴力	19	21	19	12
		④器物損壊	318	240	263	358
計		1,350	1,105	1,420	1,619	
2回以上の暴力行為を行った児童生徒の人数	167	114	179	187		
高等学校	学校総数	146	145	145	145	
	発生学校数	①対教師暴力	9	9	8	11
		②生徒間暴力	72	47	44	50
		③対人暴力	9	2	10	7
		④器物損壊	52	29	19	21
		計	96	65	52	66
	発生件数	①対教師暴力	22	10	9	12
		②生徒間暴力	153	82	80	87
		③対人暴力	11	2	14	8
		④器物損壊	91	49	26	38
		計	277	143	129	145
	加害児童生徒数	①対教師暴力	22	10	9	12
		②生徒間暴力	218	106	98	106
		③対人暴力	13	4	15	8
		④器物損壊	114	80	27	45
計		355	197	149	171	
2回以上の暴力行為を行った児童生徒の人数	15	8	5	2		
計	学校総数	1,372	1,369	1,367	1,359	
	発生学校数	①対教師暴力	150	124	144	164
		②生徒間暴力	590	545	610	628
		③対人暴力	34	27	36	29
		④器物損壊	283	211	245	269
		計	708	632	691	720
	発生件数	①対教師暴力	535	375	298	389
		②生徒間暴力	3,321	3,024	2,864	3,349
		③対人暴力	54	33	61	41
		④器物損壊	691	493	497	650
		計	4,601	3,925	3,720	4,429
	加害児童生徒数	①対教師暴力	221	159	190	235
		②生徒間暴力	2,984	2,514	2,560	2,940
		③対人暴力	61	39	69	37
		④器物損壊	681	509	496	670
計		3,947	3,221	3,222	3,752	
2回以上の暴力行為を行った児童生徒の人数	534	480	475	574		

- ※ 1 暴力行為とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為。」をいう。
- ※ 2 本調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、暴力行為に該当するものを全て調査対象とする。
- ※ 3 学校の管理下、管理下以外のいずれで発生したかに関わらず計上している（ただし、「器物損壊」については「学校の管理下」で起きた場合のみ計上）。
- ※ 4 発生件数は延べ数。
- ※ 5 加害児童生徒数、発生学校数の合計は実人数、実校数。その内訳は延べ数である為、①～④の数と合計数は一致しない。

I 小学校、中学校及び高等学校における暴力行為の状況

イ 学年別加害児童生徒数

区分		R 1	R 2	R 3	R 4
小学校	1年生	277	290	266	329
	2年生	322	332	264	327
	3年生	329	352	276	308
	4年生	418	302	300	298
	5年生	413	339	282	359
	6年生	354	224	265	341
	計	2,113	1,839	1,653	1,962
中学校	1年生	646	545	695	702
	2年生	440	354	457	590
	3年生	381	206	268	327
	計	1,467	1,105	1,420	1,619
高等学校	1年生	201	119	69	87
	2年生	95	51	54	46
	3年生	69	24	26	38
	4年生	2	3	0	0
	計	367	197	149	171
計	3,947	3,141	3,222	3,752	

ウ 加害児童生徒に対する学校の措置別人数

区分		R 1	R 2	R 3	R 4	
小学校	退学・転学	懲戒退学	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0
	停学					
	出席停止		0	0	0	0
	自宅学習・自宅謹慎					
	訓告		0	0	0	0
	計		0	0	0	0
	中学校	退学・転学	懲戒退学	0	0	0
その他			0	0	0	0
停学						
出席停止		0	0	0	0	
自宅学習・自宅謹慎						
訓告		4	0	0	0	
計		4	0	0	0	
高等学校		退学・転学	懲戒退学	0	0	1
	その他		3	1	5	4
	停学		9	4	2	4
	出席停止					
	自宅学習・自宅謹慎		263	160	112	137
	訓告		43	24	24	13
	計		318	189	144	158
	合計	退学・転学	懲戒退学	0	0	1
その他			3	1	5	4
停学		9	4	2	4	
出席停止		0	0	0	0	
自宅学習・自宅謹慎		263	160	112	137	
訓告		47	24	24	13	
計		322	189	144	158	

- ※ 1 加害児童生徒数は実人数。1人の加害児童生徒が複数回の暴力行為や、複数の形態の暴力行為を行った場合も1人として計上。
- ※ 2 「その他の退学・転学」とは、勧奨・申出による退学及び転学である。
- ※ 3 「訓告」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「訓告」であることを明示して行ったものをいう。事実上の懲戒として行われる単なる「叱責」等はこれに含まない。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

ア いじめを認知した学校数、いじめの認知件数

区分		R 1	R 2	R 3	R 4
小学校	学校総数	809	807	805	798
	認知した学校数	756	742	769	762
	認知していない学校数	51	65	36	36
	認知件数	18,901	22,613	26,292	29,643
中学校	学校総数	417	417	417	416
	認知した学校数	399	392	398	400
	認知していない学校数	17	25	19	16
	認知件数	3,766	3,279	4,441	5,210
高等学校	学校総数	166	165	165	165
	認知した学校数	95	65	65	69
	認知していない学校数	71	100	99	96
	認知件数	204	106	124	131
特別支援学校	学校総数	44	44	47	50
	認知した学校数	10	11	9	5
	認知していない学校数	34	33	38	45
	認知件数	30	24	17	9
合計	学校総数	1,436	1,433	1,434	1,429
	認知した学校数	1,260	1,210	1,241	1,236
	認知していない学校数	173	223	192	193
	認知件数	22,901	26,022	30,874	34,993

イ 警察に相談・通報した件数

いじめの認知件数のうち、警察に相談・通報した件数

区分	R 1	R 2	R 3	R 4
小学校	2	11	14	9
中学校	13	21	15	34
高等学校	9	2	5	6
特別支援学校	0	0	0	0
計	24	34	34	49

※1 「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

※2 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制をそれぞれ1校として計上。このため学校総数は学校基本調査の数値と一致しない。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

ウ いじめの現在の状況

区分		R 1	区分		R 2	R 3	R 4		
小学校	解消しているもの (日常的に観察中)	件数	14,291	解消しているもの (日常的に観察中)	件数	16,109	20,361	22,321	
	解消に向けて取組中	件数	4,604	解消に 向けて 取組中	いじめを認知してから3か 月以上経過しているもの	件数	886	1,589	2,056
					いじめを認知してから3か 月経過していないもの	件数	5,613	4,333	5,261
	その他	件数	6	その他	件数	5	9	5	
合計	件数	18,901	合計	件数	22,613	26,292	29,643		
中学校	解消しているもの (日常的に観察中)	件数	2,967	解消しているもの (日常的に観察中)	件数	2,359	3,547	4,019	
	解消に向けて取組中	件数	795	解消に 向けて 取組中	いじめを認知してから3か 月以上経過しているもの	件数	259	322	323
					いじめを認知してから3か 月経過していないもの	件数	661	571	867
	その他	件数	4	その他	件数	0	1	1	
合計	件数	3,766	合計	件数	3,279	4,441	5,210		
高等学校	解消しているもの (日常的に観察中)	件数	168	解消しているもの (日常的に観察中)	件数	82	93	107	
	解消に向けて取組中	件数	27	解消に 向けて 取組中	いじめを認知してから3か 月以上経過しているもの	件数	15	11	7
					いじめを認知してから3か 月経過していないもの	件数	8	13	16
	その他	件数	9	その他	件数	1	7	1	
合計	件数	204	合計	件数	106	124	131		
特別支援学校	解消しているもの (日常的に観察中)	件数	28	解消しているもの (日常的に観察中)	件数	18	15	6	
	解消に向けて取組中	件数	2	解消に 向けて 取組中	いじめを認知してから3か 月以上経過しているもの	件数	1	1	2
					いじめを認知してから3か 月経過していないもの	件数	5	1	1
	その他	件数	0	その他	件数	0	0	0	
合計	件数	30	合計	件数	24	17	9		
合計	解消しているもの (日常的に観察中)	件数	17,454	解消しているもの (日常的に観察中)	件数	18,568	24,016	26,453	
	解消に向けて取組中	件数	5,428	解消に 向けて 取組中	いじめを認知してから3か 月以上経過しているもの	件数	1,161	1,923	2,388
					いじめを認知してから3か 月経過していないもの	件数	6,287	4,918	6,145
	その他	件数	19	その他	件数	6	17	7	
合計	件数	22,901	合計	件数	26,022	30,874	34,993		

※1 年度末現在の状況。

※2 「その他」とは、いじめの問題による就学校の指定変更、公立から私立、私立から公立などの転学や転学等、「解消しているもの」「解消に向けて取組中」に該当しないものを計上。

※3 「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為の解消；

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと；

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

工 いじめの認知件数の学年別、男女別内訳

区分		R 1	R 2	R 3	R 4	
小学校	小1	男子	1,844	2,611	5,105	5,827
		女子	1,501	1,830		
		小計	3,345	4,441		
	小2	男子	2,060	2,642	5,323	5,601
		女子	1,545	1,909		
		小計	3,605	4,551		
	小3	男子	1,942	2,527	4,940	5,869
		女子	1,566	1,798		
		小計	3,508	4,325		
	小4	男子	1,816	2,106	4,306	5,110
		女子	1,311	1,564		
		小計	3,127	3,670		
	小5	男子	1,637	2,071	3,684	3,997
		女子	1,121	1,189		
		小計	2,758	3,260		
	小6	男子	1,460	1,461	2,934	3,239
		女子	1,098	905		
		小計	2,558	2,366		
計	男子	10,759	13,418	26,292	29,643	
	女子	8,142	9,195			
	計	18,901	22,613			
中学校	中1	男子	1,028	1,006	2,227	2,720
		女子	820	694		
		小計	1,848	1,700		
	中2	男子	666	579	1,481	1,637
		女子	568	481		
		小計	1,234	1,060		
	中3	男子	361	262	733	853
		女子	323	257		
		小計	684	519		
	計	男子	2,055	1,847	4,441	5,210
		女子	1,711	1,432		
		計	3,766	3,279		
高等学校	高1	男子	65	30	64	83
		女子	31	22		
		小計	96	52		
	高2	男子	40	21	33	31
		女子	37	12		
		小計	77	33		
	高3	男子	16	6	27	16
		女子	15	15		
		小計	31	21		
	高4	男子	0	0	0	1
		女子	0	0		
		小計	0	0		
	計	男子	121	57	124	131
		女子	83	49		
		計	204	106		

区分		R 1	R 2	R 3	R 4		
特別支援学校	小学部	1年生	男子	0	0	0	0
			女子	0	0		
			小計	0	0		
		2年生	男子	0	0	0	0
			女子	0	0		
			小計	0	0		
		3年生	男子	0	0	0	0
			女子	0	0		
			小計	0	0		
		4年生	男子	1	0	0	0
			女子	0	1		
			小計	1	1		
	5年生	男子	1	0	0	0	
		女子	0	0			
		小計	1	0			
	6年生	男子	1	0	0	0	
		女子	0	0			
		小計	1	0			
	計	男子	3	0	0	0	
		女子	0	1			
		計	3	1			
	中学部	1年生	男子	2	1	0	0
			女子	2	0		
			小計	4	1		
2年生		男子	0	2	1	1	
		女子	3	0			
		小計	3	2			
3年生		男子	1	0	0	1	
		女子	0	0			
		小計	1	0			
計		男子	3	3	1	2	
		女子	5	0			
		計	8	3			
高等部	1年生	男子	8	7	11	3	
		女子	5	1			
		小計	13	8			
	2年生	男子	2	5	2	3	
		女子	1	3			
		小計	3	8			
	3年生	男子	2	2	3	1	
		女子	1	2			
		小計	3	4			
	計	男子	12	14	16	7	
		女子	7	6			
		計	19	20			
計	男子	18	17	17	9		
	女子	12	7				
	計	30	24				

※1 令和3年度調査より男女別の内訳がなくなる。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

オ いじめの発見のきっかけ

区分		R 1	R 2	R 3	R 4
小学校	学校の教職員等が発見した。	13,017	16,112	17,939	20,381
	学級担任が発見した。	1,771	2,182	2,953	2,985
	学級担任以外が発見した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	167	177	148	268
	養護教諭が発見した。	37	62	10	53
	スクールカウンセラー等の相談員が発見した。	15	28	24	15
	アンケート調査など学校の取り組みにより発見した。	11,027	13,663	14,804	17,060
	学校の教職員以外からの情報により発見した。	5,884	6,501	8,353	9,262
	本人からの訴え	3,117	3,654	4,659	4,857
	当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	2,079	2,075	2,841	3,241
	児童生徒（本人を除く。）からの情報	456	539	615	790
	保護者（本人の保護者を除く。）からの情報	193	206	215	332
	地域の住民からの情報	17	6	7	5
	学校以外の関係機関（相談期間を含む。）からの情報	15	14	12	25
	その他（匿名による投書など）	7	7	4	12
	計	18,901	22,613	26,292	29,643
中学校	学校の教職員等が発見した。	1,601	1,544	2,075	2,244
	学級担任が発見した。	357	319	480	679
	学級担任以外が発見した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	161	146	205	246
	養護教諭が発見した。	15	13	16	28
	スクールカウンセラー等の相談員が発見した。	14	4	6	13
	アンケート調査など学校の取り組みにより発見した。	1,054	1,062	1,368	1,278
	学校の教職員以外からの情報により発見した。	2,165	1,735	2,366	2,966
	本人からの訴え	1,263	1,093	1,493	1,915
	当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	639	428	560	702
	児童生徒（本人を除く。）からの情報	204	170	196	262
	保護者（本人の保護者を除く。）からの情報	45	34	91	72
	地域の住民からの情報	2	4	5	4
	学校以外の関係機関（相談期間を含む。）からの情報	5	3	17	10
	その他（匿名による投書など）	7	3	4	1
	計	3,766	3,279	4,441	5,210

※1 「学校の教職員等が発見」か「学校の教職員以外からの情報により発見」のいずれかを選択し、その内訳についても該当するものを一つ選択している。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

オ いじめの発見のきっかけ

区分		R 1	R 2	R 3	R 4
高等学校	学校の教職員等が発見した。	77	37	39	45
	学級担任が発見した。	16	6	2	6
	学級担任以外が発見した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	9	4	3	5
	養護教諭が発見した。	1	0	1	1
	スクールカウンセラー等の相談員が発見した。	0	0	0	0
	アンケート調査など学校の取り組みにより発見した。	51	27	33	33
	学校の教職員以外からの情報により発見した。	127	69	85	86
	本人からの訴え	83	35	41	51
	当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	29	23	29	23
	児童生徒（本人を除く。）からの情報	8	4	9	5
	保護者（本人の保護者を除く。）からの情報	3	5	5	7
	地域の住民からの情報	0	0	1	0
	学校以外の関係機関（相談期間を含む。）からの情報	4	2	0	0
	その他（匿名による投書など）	0	0	0	0
	計	204	106	124	131
特別支援学校	学校の教職員等が発見した。	6	12	10	6
	学級担任が発見した。	1	1	4	3
	学級担任以外が発見した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	1	1	3	0
	養護教諭が発見した。	0	0	0	0
	スクールカウンセラー等の相談員が発見した。	0	0	0	0
	アンケート調査など学校の取り組みにより発見した。	4	10	3	3
	学校の教職員以外からの情報により発見した。	24	12	7	3
	本人からの訴え	17	10	7	1
	当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	2	1	0	1
	児童生徒（本人を除く。）からの情報	1	1	0	0
	保護者（本人の保護者を除く。）からの情報	4	0	0	1
	地域の住民からの情報	0	0	0	0
	学校以外の関係機関（相談期間を含む。）からの情報	0	0	0	0
	その他（匿名による投書など）	0	0	0	0
	計	30	24	17	9
計	学校の教職員等が発見した。	14,701	17,705	20,063	22,676
	学級担任が発見した。	2,145	2,508	3,439	3,673
	学級担任以外が発見した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	338	328	359	519
	養護教諭が発見した。	53	75	27	82
	スクールカウンセラー等の相談員が発見した。	29	32	30	28
	アンケート調査など学校の取り組みにより発見した。	12,136	14,762	16,208	18,374
	学校の教職員以外からの情報により発見した。	8,200	8,317	10,811	12,317
	本人からの訴え	4,480	4,792	6,200	6,824
	当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	2,749	2,527	3,430	3,967
	児童生徒（本人を除く。）からの情報	669	714	820	1,057
	保護者（本人の保護者を除く。）からの情報	245	245	311	412
	地域の住民からの情報	19	10	13	9
	学校以外の関係機関（相談期間を含む。）からの情報	24	19	29	35
	その他（匿名による投書など）	14	10	8	13
	計	22,901	26,022	30,874	34,993

※1 「学校の教職員等が発見」か「学校の教職員以外からの情報により発見」のいずれかを選択し、その内訳についても該当するものを一つ選択している。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等 カ いじめられた児童生徒の相談の状況

区分		R 1	R 2	R 3	R 4
小学校	学級担任に相談した。	15,970	20,144	23,078	26,488
	学級担任以外の教職員に相談した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	783	866	771	1,148
	養護教諭に相談した。	265	279	232	331
	スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	173	169	176	194
	学校以外の相談機関に相談した（電話相談やメール等も含む。）。	89	29	95	68
	保護者や家族等に相談した。	4,284	4,217	6,035	6,703
	友人に相談した。	1,038	1,360	1,471	1,122
	その他の人（地域の人など）に相談した。	28	32	32	65
	誰にも相談していない。	720	314	590	298
	計	23,350	27,410	32,480	36,417
中学校	学級担任に相談した。	2,939	2,766	3,638	4,101
	学級担任以外の教職員に相談した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	653	553	800	866
	養護教諭に相談した。	127	97	89	142
	スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	169	86	126	130
	学校以外の相談機関に相談した（電話相談やメール等も含む。）。	37	25	46	64
	保護者や家族等に相談した。	1,134	734	1,012	1,338
	友人に相談した。	250	143	228	535
	その他の人（地域の人など）に相談した。	11	16	7	1
	誰にも相談していない。	111	79	94	102
	計	5,431	4,499	6,040	7,279
高等学校	学級担任に相談した。	136	67	90	88
	学級担任以外の教職員に相談した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	44	34	25	23
	養護教諭に相談した。	21	8	5	2
	スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	16	3	3	4
	学校以外の相談機関に相談した（電話相談やメール等も含む。）。	7	0	2	2
	保護者や家族等に相談した。	63	39	36	48
	友人に相談した。	23	11	14	12
	その他の人（地域の人など）に相談した。	1	0	1	1
	誰にも相談していない。	14	5	6	6
	計	325	167	182	186
特別支援学校	学級担任に相談した。	20	18	14	5
	学級担任以外の教職員に相談した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	7	7	2	0
	養護教諭に相談した。	1	1	0	1
	スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	0	1	0	0
	学校以外の相談機関に相談した（電話相談やメール等も含む。）。	0	0	0	0
	保護者や家族等に相談した。	7	5	0	7
	友人に相談した。	2	3	0	0
	その他の人（地域の人など）に相談した。	0	0	0	0
	誰にも相談していない。	0	1	1	0
	計	37	36	17	13
計	学級担任に相談した。	19,065	22,995	26,820	30,682
	学級担任以外の教職員に相談した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	1,487	1,460	1,598	2,037
	養護教諭に相談した。	414	385	326	476
	スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	358	259	305	328
	学校以外の相談機関に相談した（電話相談やメール等も含む。）。	133	54	143	134
	保護者や家族等に相談した。	5,488	4,995	7,083	8,096
	友人に相談した。	1,313	1,517	1,713	1,669
	その他の人（地域の人など）に相談した。	40	48	40	67
	誰にも相談していない。	845	399	691	406
	計	29,143	32,112	38,719	43,895

※ 1 複数回答を可とする。

※ 2 学校が当該生徒に対するいじめを認知した時点において、当該児童生徒が誰に相談しているのか、該当するものを選択。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

キ いじめの態様

区分		R 1	R 2	R 3	R 4
小学校	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	11,931	13,376	15,254	16,987
	仲間はずれ、集団による無視をされる。	1,998	2,483	2,775	2,971
	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	3,663	5,179	6,655	7,677
	ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	761	897	1,009	1,488
	金品をたかられる。	105	110	132	205
	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	947	975	1,120	1,469
	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	1,259	1,880	2,345	2,687
	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	230	292	380	425
	その他	526	725	479	748
計	21,420	25,917	30,149	34,657	
中学校	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	2,806	2,143	2,913	3,238
	仲間はずれ、集団による無視をされる。	402	325	339	336
	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	331	347	523	647
	ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	78	86	145	249
	金品をたかられる。	30	21	18	50
	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	147	119	199	250
	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	216	178	279	374
	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	332	394	395	477
	その他	66	110	103	203
計	4,408	3,723	4,914	5,824	
高等学校	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	111	64	87	92
	仲間はずれ、集団による無視をされる。	26	12	15	19
	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	21	6	7	9
	ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	11	2	3	2
	金品をたかられる。	8	3	3	5
	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	12	11	3	9
	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	23	6	4	6
	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	40	24	19	25
	その他	11	7	5	1
計	263	135	146	168	
特別支援学校	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	17	16	7	8
	仲間はずれ、集団による無視をされる。	0	1	1	1
	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	7	3	1	1
	ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	0	0	0	0
	金品をたかられる。	1	0	0	0
	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	3	0	4	0
	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	2	4	1	0
	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	5	1	3	1
	その他	1	0	1	0
計	36	25	18	11	
計	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	14,865	15,599	18,261	20,325
	仲間はずれ、集団による無視をされる。	2,426	2,821	3,130	3,327
	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	4,022	5,535	7,186	8,334
	ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	850	985	1,157	1,739
	金品をたかられる。	144	134	153	260
	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	1,109	1,105	1,326	1,728
	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	1,500	2,068	2,629	3,067
	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	607	711	797	928
	その他	604	842	588	952
計	26,127	29,800	35,227	40,660	

※ 1 複数回答可とする。

※ 2 1件のいじめであっても、複数の態様に該当する場合には、それぞれの項目に計上。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

ク いじめの対応状況（1）いじめる児童生徒への特別な対応

区分		R 1	R 2	R 3	R 4	
小学校	①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。	111	151	148	221	
	②校長、教頭が指導した。	861	1,086	1,326	1,505	
	③別室で授業等を行った。	64	38	45	30	
	④年度途中に学級替えをした。	0	0	1	0	
	退学・転学	⑤懲戒処分としての退学	0	0	0	0
		⑥その他	0	0	0	0
	⑦停学					
	⑧出席停止	0	0	0	0	
	⑨自宅学習・自宅謹慎					
	⑩訓告	0	0	0	0	
	⑪保護者への報告	10,598	12,271	15,153	19,293	
	⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導	12,197	13,616	18,555	20,771	
	⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携	18	14	16	65
		イ 児童相談所等の福祉機関等との連携	15	8	6	15
		ウ 病院等の医療機関等との連携	14	4	2	12
エ その他の専門的な関係機関との連携		27	13	16	19	
オ 地域の人材や団体等との連携		10	3	5	9	
計		23,915	27,204	35,273	41,940	
中学校	①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。	117	73	76	107	
	②校長、教頭が指導した。	148	71	82	98	
	③別室で授業等を行った。	121	16	16	16	
	④年度途中に学級替えをした。	0	0	0	0	
	退学・転学	⑤懲戒処分としての退学	0	0	0	0
		⑥その他	0	0	0	0
	⑦停学					
	⑧出席停止	0	0	0	0	
	⑨自宅学習・自宅謹慎					
	⑩訓告	0	0	0	0	
	⑪保護者への報告	3,282	2,512	3,586	4,595	
	⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導	3,035	2,060	3,003	3,631	
	⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携	24	29	16	53
		イ 児童相談所等の福祉機関等との連携	4	0	2	5
		ウ 病院等の医療機関等との連携	8	3	4	5
エ その他の専門的な関係機関との連携		18	4	2	6	
オ 地域の人材や団体等との連携		9	0	2	5	
計		6,766	4,768	6,789	8,521	

※1 複数回答可とする。

※2 「別室で授業等を行った。」とは、いじめられた児童生徒を守る観点から当該児童生徒とは別の教室等で一時的に授業等を行った場合をいう。単に事実確認等のために別室で話を聞き、この際に指導した場合は含まない。

※3 「その他の退学・転学」とは、勧奨・申出による退学及び転学である。

※4 「訓告」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「訓告」であることを明示して行ったものをいう。事実上の懲戒として行われる単なる「叱責」等はこれに含まない。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

ク いじめの対応状況（1）いじめる児童生徒への特別な対応

区分		R 1	R 2	R 3	R 4	
高等学校	①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。	17	3	6	9	
	②校長、教頭が指導した。	64	36	25	42	
	③別室で授業等を行った。	36	27	1	3	
	④年度途中で学級替えをした。	0	0	0	0	
	退学・転学	⑤懲戒処分としての退学	0	0	0	0
		⑥その他	5	0	1	2
	⑦停学	8	2	0	2	
	⑧出席停止					
	⑨自宅学習・自宅謹慎	61	26	25	34	
	⑩訓告	14	7	8	10	
	⑪保護者への報告	113	58	75	81	
	⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導	63	33	50	65	
	⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携	10	1	0	6
		イ 児童相談所等の福祉機関等との連携	1	0	1	0
		ウ 病院等の医療機関等との連携	2	0	1	1
エ その他の専門的な関係機関との連携		4	2	1	1	
オ 地域の人材や団体等との連携		0	0	0	0	
計		398	195	194	256	
特別支援学校	①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。	0	2	0	1	
	②校長、教頭が指導した。	1	2	1	1	
	③別室で授業等を行った。	12	9	6	1	
	④年度途中で学級替えをした。	0	0	0	0	
	退学・転学	⑤懲戒処分としての退学	0	0	0	0
		⑥その他	0	0	0	0
	⑦停学	0	0	0	0	
	⑧出席停止					
	⑨自宅学習・自宅謹慎	0	0	0	0	
	⑩訓告	0	0	1	0	
	⑪保護者への報告	11	14	14	7	
	⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導	20	16	5	1	
	⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携	0	0	0	0
		イ 児童相談所等の福祉機関等との連携	0	0	0	0
		ウ 病院等の医療機関等との連携	0	0	0	0
エ その他の専門的な関係機関との連携		0	0	0	0	
オ 地域の人材や団体等との連携		0	0	0	0	
計		44	43	27	11	
計	①スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行った。	245	229	230	338	
	②校長、教頭が指導した。	1,074	1,195	1,434	1,646	
	③別室で授業等を行った。	233	90	68	50	
	④年度途中で学級替えをした。	0	0	1	0	
	退学・転学	⑤懲戒処分としての退学	0	0	0	0
		⑥その他	5	0	1	2
	⑦停学	8	2	0	2	
	⑧出席停止	0	0	0	0	
	⑨自宅学習・自宅謹慎	61	26	25	34	
	⑩訓告	14	7	9	10	
	⑪保護者への報告	14,004	14,855	18,828	23,976	
	⑫いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導	15,315	15,725	21,613	24,468	
	⑬関係機関等との連携	ア 警察等の刑事司法機関等との連携	52	44	32	124
		イ 児童相談所等の福祉機関等との連携	20	8	9	20
		ウ 病院等の医療機関等との連携	24	7	7	18
エ その他の専門的な関係機関との連携		49	19	19	26	
オ 地域の人材や団体等との連携		19	3	7	14	
計		31,123	32,210	42,283	50,728	

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

ケ いじめの対応状況（２） いじめられた児童生徒への特別な対応

区分		R 1	R 2	R 3	R 4
小学校	①スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。	154	473	199	414
	②別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した。	342	457	378	412
	③緊急避難として欠席させた。	4	3	3	0
	④学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。	415	311	606	318
	⑤年度途中に学級替えをした。	2	0	2	0
	⑥当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した。	762	375	379	290
	⑦児童相談所等の関係機関と連携して対応した。（サポートチームなども含む。）	29	26	17	22
	計	1,708	1,645	1,584	1,456
中学校	①スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。	337	176	271	224
	②別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した。	330	386	381	427
	③緊急避難として欠席させた。	3	1	1	0
	④学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。	717	416	441	489
	⑤年度途中に学級替えをした。	0	0	0	0
	⑥当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した。	248	87	116	210
	⑦児童相談所等の関係機関と連携して対応した。（サポートチームなども含む。）	30	16	16	9
	計	1,665	1,082	1,226	1,359
高等学校	①スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。	39	22	21	32
	②別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した。	33	23	24	24
	③緊急避難として欠席させた。	6	3	5	4
	④学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。	32	17	20	23
	⑤年度途中に学級替えをした。	1	0	0	0
	⑥当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した。	19	10	20	18
	⑦児童相談所等の関係機関と連携して対応した。（サポートチームなども含む。）	2	1	3	2
	計	132	76	93	103
特別支援学校	①スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。	1	7	3	1
	②別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した。	2	9	7	5
	③緊急避難として欠席させた。	0	0	0	0
	④学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。	0	0	1	0
	⑤年度途中に学級替えをした。	0	0	0	0
	⑥当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した。	0	0	0	0
	⑦児童相談所等の関係機関と連携して対応した。（サポートチームなども含む。）	0	0	0	0
	計	3	16	11	6
計	①スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った。	531	678	494	671
	②別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した。	707	875	790	868
	③緊急避難として欠席させた。	13	7	9	4
	④学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した。	1,164	744	1,068	830
	⑤年度途中に学級替えをした。	3	0	2	0
	⑥当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した。	1,029	472	515	518
	⑦児童相談所等の関係機関と連携して対応した。（サポートチームなども含む。）	61	43	36	33
	計	3,508	2,819	2,914	2,924

※ 1 複数回答可とする。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

コ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組

区分		R 1	R 2	R 3	R 4
小学校	①-1 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	807	807	805	798
	①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	807	807	805	798
	② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	807	807	805	798
	③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	711	667	668	682
	④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	807	764	762	775
	⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	701	671	720	715
	⑥ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	807	807	805	798
	⑦ P T Aなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	466	365	361	404
	⑧ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	311	277	252	280
	⑨ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	724	731	737	759
	⑩ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	807	807	805	798
	⑪ いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	807	807	805	798
計	8,562	8,317	8,330	8,403	
中学校	①-1 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	416	417	417	416
	①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	416	417	417	416
	② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	416	417	417	416
	③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	384	352	363	376
	④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	416	407	406	403
	⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	361	355	374	377
	⑥ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	415	416	416	415
	⑦ P T Aなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	265	201	191	219
	⑧ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	209	170	168	202
	⑨ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	385	380	391	401
	⑩ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	415	417	417	416
	⑪ いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	416	417	417	416
計	4,514	4,366	4,394	4,473	

※1 複数回答可とする。ただし、1校において、同じ区分の取組を複数回実施している場合でも、1校と数える。

※2 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制をそれぞれ1校として計上。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

コ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組

区分		R 1	R 2	R 3	R 4
高等学校	①-1 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	165	164	164	162
	①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	68	76	83	85
	② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	73	72	60	70
	③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	61	47	48	62
	④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	132	131	141	139
	⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	95	99	107	104
	⑥ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	165	163	163	157
	⑦ PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	23	19	19	25
	⑧ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	34	26	29	38
	⑨ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	119	108	105	105
	⑩ 学校いじめ防止基本方針が学校の实情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	165	162	163	155
	⑪ いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	165	163	162	158
計	1,265	1,230	1,244	1,260	
特別支援学校	①-1 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	44	44	47	49
	①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	24	21	23	30
	② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	29	28	31	33
	③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	24	19	21	30
	④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	22	16	20	28
	⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	25	17	21	26
	⑥ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	26	23	28	46
	⑦ PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	8	5	6	11
	⑧ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	5	4	10	12
	⑨ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	28	22	28	34
	⑩ 学校いじめ防止基本方針が学校の实情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	44	44	47	44
	⑪ いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	26	44	47	43
計	305	287	329	386	
計	①-1 職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	1,432	1,432	1,433	1,425
	①-2 いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	1,315	1,321	1,328	1,329
	② 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	1,325	1,324	1,313	1,317
	③ 児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	1,180	1,085	1,100	1,150
	④ スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	1,377	1,318	1,329	1,345
	⑤ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	1,182	1,142	1,222	1,222
	⑥ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	1,413	1,409	1,412	1,416
	⑦ PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	762	590	577	659
	⑧ いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	559	477	459	532
	⑨ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	1,256	1,241	1,261	1,299
	⑩ 学校いじめ防止基本方針が学校の实情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	1,431	1,430	1,432	1,413
	⑪ いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	1,414	1,431	1,431	1,415
計	14,646	14,200	14,297	14,522	

※1 複数回答可とする。ただし、1校において、同じ区分の取組を複数回実施している場合でも、1校と数える。

※2 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制をそれぞれ1校として計上。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

サ いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対して行った具体的な方法について

区分	R 1		R 2		R 3		R 4			
	いじめを 認知した 学校	いじめを 認知して いない学 校	いじめを 認知した 学校	いじめを 認知して いない学 校	いじめを 認知した 学校	いじめを 認知して いない学 校	いじめを 認知した 学校	いじめを 認知して いない学 校		
小学校	(1) アンケート調査の実施		756	51	742	65	769	36	762	36
	① 実施頻度	ア 年1回	16	1	2	2	6	1	3	0
		イ 年2～3回	325	31	320	34	317	19	293	24
		ウ 年4回以上	415	19	420	29	446	16	466	12
	② 調査方法	ア 記名式	682	46	654	56	691	31	693	34
		イ 無記名式	67	3	96	9	99	1	100	1
	ウ 記名・無記名の選択式		31	4	37	1	39	4	41	1
		ア 学校で記入	735	51	724	62	756	36	748	36
	イ 持ち帰って記入	45	2	47	5	39	0	46	1	
	(2) 個別面談の実施		630	35	516	39	558	20	559	20
	(3) 「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等		258	16	233	11	188	8	173	4
	(4) 家庭訪問		454	28	271	16	292	8	288	12
(5) その他		48	3	22	6	27	1	35	3	
(6) 計		2,146	133	1,784	137	1,834	73	1,817	75	
中学校	(1) アンケート調査の実施		399	16	392	24	398	18	400	16
	① 実施頻度	ア 年1回	3	1	0	1	1	1	2	3
		イ 年2～3回	169	13	166	15	151	7	146	7
		ウ 年4回以上	227	2	226	8	246	10	252	6
	② 調査方法	ア 記名式	365	14	352	19	355	14	354	14
		イ 無記名式	49	2	56	3	63	3	49	1
	ウ 記名・無記名の選択式		14	1	18	2	14	1	26	1
		ア 学校で記入	368	15	368	19	358	16	371	16
	イ 持ち帰って記入	58	1	57	5	74	4	61	2	
	(2) 個別面談の実施		382	14	360	19	360	14	374	15
	(3) 「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等		393	13	370	20	360	12	379	15
	(4) 家庭訪問		299	12	243	10	218	10	216	8
(5) その他		23	1	9	1	11	2	20	1	
(6) 計		1,496	56	1,374	74	1,347	56	1,389	55	

※ 1 複数回答可とする。ただし、1校において、同じ区分の取組を複数回実施している場合でも、1校と数える。

※ 2 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制をそれぞれ1校として計上。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

サ いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対して行った具体的な方法について

区分	R 1		R 2		R 3		R 4			
	いじめを 認知した 学校	いじめを 認知して いない学 校	いじめを 認知した 学校	いじめを 認知して いない学 校	いじめを 認知した 学校	いじめを 認知して いない学 校	いじめを 認知した 学校	いじめを 認知して いない学 校		
高等学校	(1) アンケート調査の実施		92	69	61	90	65	99	69	96
	① 実施頻度	ア 年1回	29	32	22	44	12	35	8	20
		イ 年2～3回	60	36	37	46	50	63	56	74
		ウ 年4回以上	3	1	2	0	3	1	5	2
	② 調査方法	ア 記名式	61	40	42	63	41	59	44	57
		イ 無記名式	24	23	14	26	18	28	19	28
		ウ 記名・無記名の選択式	11	10	9	3	8	18	11	14
	③ 回答方法	ア 学校で記入	54	38	41	51	41	57	39	61
		イ 持ち帰って記入	42	26	23	45	33	48	39	44
	(2) 個別面談の実施		59	47	43	60	34	49	43	46
	(3) 「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等		3	1	3	8	0	5	4	4
	(4) 家庭訪問		12	8	3	11	6	8	8	4
(5) その他		2	4	1	3	1	1	3	3	
(6) 計		168	129	111	172	106	162	127	153	
特別支援学校	(1) アンケート調査の実施		9	26	8	22	9	25	5	39
	① 実施頻度	ア 年1回	7	18	4	17	5	16	2	17
		イ 年2～3回	2	8	4	5	4	9	3	21
		ウ 年4回以上	0	0	0	0	0	0	0	1
	② 調査方法	ア 記名式	4	10	4	8	4	7	3	15
		イ 無記名式	4	9	2	10	2	12	0	18
		ウ 記名・無記名の選択式	1	6	2	4	4	6	2	8
	③ 回答方法	ア 学校で記入	2	8	2	8	4	7	1	16
		イ 持ち帰って記入	7	18	6	15	5	19	4	27
	(2) 個別面談の実施		8	18	5	15	5	24	5	25
	(3) 「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等		4	7	2	7	2	14	3	10
	(4) 家庭訪問		4	7	2	5	3	7	1	9
(5) その他		0	2	0	2	0	6	2	7	
(6) 計		25	60	17	51	19	76	16	90	
計	(1) アンケート調査の実施		1,256	162	1,203	201	1,241	178	1,236	187
	① 実施頻度	ア 年1回	55	52	28	64	24	53	15	40
		イ 年2～3回	556	88	527	100	522	98	498	126
		ウ 年4回以上	645	22	648	37	695	27	723	21
	② 調査方法	ア 記名式	1,112	110	1,052	146	1,091	111	1,094	120
		イ 無記名式	144	37	168	48	182	44	168	48
		ウ 記名・無記名の選択式	57	21	66	10	65	29	80	24
	③ 回答方法	ア 学校で記入	1,159	112	1,135	140	1,159	116	1,159	129
		イ 持ち帰って記入	152	47	133	70	151	71	150	74
	(2) 個別面談の実施		1,079	114	924	133	957	107	981	106
	(3) 「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等		658	37	608	46	550	39	559	33
	(4) 家庭訪問		769	55	519	42	519	33	513	33
(5) その他		73	10	32	12	39	10	60	14	
(6) 計		3,835	378	3,286	434	3,306	367	3,349	373	

※1 複数回答可とする。ただし、1校において、同じ区分の取組を複数回実施している場合でも、1校と数える。

※2 高等学校の全定併置校や通信制併設校等は、全日制、定時制、通信制をそれぞれ1校として計上。

Ⅱ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの状況等

シ いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」について

区 分		R 1	R 2	R 3	R 4
小学校	法第28条第1項に規定する「重大事態」が発生した学校数(校)	9	15	16	19
	法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(件)	10	15	17	19
	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	7	6	12	5
	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	5	11	12	16
中学校	法第28条第1項に規定する「重大事態」が発生した学校数(校)	18	12	16	22
	法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(件)	19	13	18	25
	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	7	7	13	19
	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	14	9	8	12
高等学校	法第28条第1項に規定する「重大事態」が発生した学校数(校)	11	5	5	4
	法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(件)	12	5	5	4
	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	9	3	2	2
	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	6	5	3	3
特別支援学校	法第28条第1項に規定する「重大事態」が発生した学校数(校)	0	0	0	0
	法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(件)	0	0	0	0
	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	0	0	0	0
	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の発生件数	0	0	0	0
計	法第28条第1項に規定する「重大事態」が発生した学校数(校)	38	32	37	45
	法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数(件)	41	33	40	48
	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の発生件数	23	16	27	26
	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」重大事態の発生件数	25	25	23	31

Ⅲ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等

ア 長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数）

区分		R 1	R 2	R 3	R 4	
小学校	病気	計	1,512	1,109	1,285	1,509
	経済的理由	計	0	0	0	0
	不登校（A）	小1	98	131	160	249
		小2	160	186	292	410
		小3	245	299	369	566
		小4	362	452	564	735
		小5	549	658	806	1,070
		小6	707	898	1,053	1,365
		計	2,121	2,624	3,244	4,395
	(A)のうち、前回調査でも不登校に計上されていた者	小1				
		小2	49	52	84	94
		小3	90	88	122	190
		小4	148	160	203	255
		小5	222	268	336	425
		小6	351	408	502	606
		計	860	976	1,247	1,570
	(A)のうち、90日以上欠席している者	小1	22	42	44	72
		小2	66	81	103	160
		小3	116	122	162	253
		小4	166	200	281	344
		小5	271	321	385	539
		小6	387	465	575	710
		計	1,028	1,231	1,550	2,078
	うち、出席日数が10日以下の者	小1	1	1	6	11
		小2	12	17	19	27
		小3	25	26	31	56
		小4	31	48	57	62
小5		53	86	84	99	
小6		86	123	124	140	
計		208	301	321	395	
うち、出席日数が0日の者	小1	0	0	3	4	
	小2	5	7	6	12	
	小3	9	5	12	19	
	小4	12	22	19	25	
	小5	20	33	31	43	
	小6	25	32	46	43	
	計	71	99	117	146	
新型コロナウイルスの感染	計		886	4,510	747	
その他	計	1,009	1,163	3,994	3,179	
合計	小1	354	453	1,463	862	
	小2	443	611	1,655	1,121	
	小3	592	736	1,928	1,313	
	小4	793	989	2,224	1,636	
	小5	1,081	1,306	2,705	2,083	
	小6	1,379	1,687	3,058	2,815	
	計	4,642	5,782	13,033	9,830	

区分		R 1	R 2	R 3	R 4	
中学校	病気	計	1,640	1,636	1,981	2,370
	経済的理由	計	0	0	0	0
	不登校（A）	中1	1,594	1,743	2,201	2,565
		中2	2,226	2,268	2,911	3,614
		中3	2,334	2,299	2,822	3,536
		計	6,154	6,310	7,934	9,715
		(A)のうち、前回調査でも不登校に計上されていた者	中1	376	578	669
		中2	1,294	1,288	1,505	1,902
		中3	1,625	1,683	1,878	2,453
		計	3,295	3,549	4,052	5,037
	(A)のうち、90日以上欠席している者	中1	857	887	1,176	1,411
		中2	1,461	1,391	1,835	2,330
		中3	1,656	1,567	1,933	2,423
		計	3,974	3,845	4,944	6,164
	うち、出席日数が10日以下の者	中1	140	177	168	216
		中2	404	384	437	559
		中3	440	431	474	521
		計	984	992	1,079	1,296
	うち、出席日数が0日の者	中1	41	59	38	58
		中2	153	173	166	191
		中3	127	140	128	120
		計	321	372	332	369
	新型コロナウイルスの感染	計		322	1,093	238
	その他	計	612	603	1,304	1,412
	合計	中1	2,259	2,505	3,448	3,681
		中2	3,012	3,220	4,471	5,005
		中3	3,135	3,146	4,393	5,049
計		8,406	8,871	12,312	13,735	

- 「病気」には、本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者を計上。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）
- 「経済的理由」には、家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者の計上。
- 「不登校」には、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く。）を計上。
- 「新型コロナウイルスの感染回避」には、新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでない校長が判断した者を計上。
- 「その他」には、上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「新型コロナウイルスの感染回避」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者を計上。
- *「その他」の具体例
 - ア 保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者
 - イ 外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者
 - ウ 連絡先が不明なまま長期欠席している者
 - エ 「病気」「経済的理由」「不登校」の理由により登校しなかった日数の合計が30日に満たず、学校教育法又は学校保健安全法に基づく出席停止、学年の一部の休業、忌引き等の日数を加えることによって、登校しなかった日数が30日以上となる者

※1 「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）児童生徒数を理由別に調査。なお、「児童・生徒指導要録」の「欠席の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても登校しなかった日数として含める。理由の選択については、「欠席日数」欄と「出席停止・忌引き等の日数」欄のいずれに計上されているかに関わらず、登校しなかった理由によって選択。

Ⅲ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等

イ 不登校の要因

区分		R 1	R 2	R 3	R 4	
小学校	学校に係る状況	いじめ	5	11	13	21
		いじめを除く友人関係をめぐる問題	209	209	187	313
		教職員との関係をめぐる問題	55	49	71	102
		学業の不振	54	85	96	119
		進路に係る不安	6	4	6	5
		クラブ活動，部活動等への不適応	0	1	1	0
		学校のきまり等をめぐる問題	32	11	12	19
		入学，転編入学，進級時の不適応	33	34	47	68
	家庭に係る状況	家庭の生活環境の急激な変化	78	92	86	133
		親子の関わり方	326	307	367	437
		家庭内の不和	49	59	63	70
	本人に係る状況	生活リズムの乱れ，あそび，非行	245	328	404	534
		無気力，不安	890	1,348	1,738	2,445
	左記に該当なし		139	86	153	129
中学校	学校に係る状況	いじめ	12	9	13	13
		いじめを除く友人関係をめぐる問題	974	805	762	936
		教職員との関係をめぐる問題	68	64	73	85
		学業の不振	426	413	535	529
		進路に係る不安	31	57	38	66
		クラブ活動，部活動等への不適応	74	43	44	45
		学校のきまり等をめぐる問題	42	42	38	49
		入学，転編入学，進級時の不適応	211	217	276	367
	家庭に係る状況	家庭の生活環境の急激な変化	110	118	167	196
		親子の関わり方	362	302	349	425
		家庭内の不和	125	109	143	182
	本人に係る状況	生活リズムの乱れ，あそび，非行	584	645	873	1,045
		無気力，不安	2,643	3,219	4,332	5,383
	左記に該当なし		492	267	291	394

※1 「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因を一つ選択。

Ⅲ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等

ウ 相談・指導等を受けた学校内外の機関

区分		R 1		R 2		R 3		R 4		
		90日以上		90日以上		90日以上		90日以上		
小学校	学校外	(1) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた実人数	792	452	1,180	625	1,255	701	1,479	897
		(a)「指導要録上出席扱い」となった実人数	213	133	195	105	228	140	314	215
		① 教育支援センター	206	140	291	161	327	195	286	181
		(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	123	84	123	69	146	77	104	66
		(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	0	0	0	0	8	0	0	0
		② 教育委員会及び教育センター等 教育委員会所管の機関（①を除く）	346	185	458	226	458	256	677	400
		(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	58	30	37	16	33	22	127	89
		(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	1	0	0	0	0	0	1	1
		③ 児童相談所，福祉事務所	78	40	115	51	115	56	113	64
		(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	18	10	6	2	2	2	6	4
		④ 保健所，精神保健福祉センター	14	5	14	6	27	18	19	13
		(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	1	0	0	0	1	1	1	0
		⑤ 病院，診療所	204	100	342	174	352	171	333	183
		(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	16	11	5	0	9	3	8	7
		⑥ 民間団体，民間施設	96	72	121	84	130	101	186	134
		(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	41	30	35	22	51	44	78	58
		(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	5	3	2	1	2	2	3	3
⑦ 上記以外の機関等	37	20	79	38	57	28	54	34		
(a)「指導要録上出席扱い」となった人数	5	3	8	4	1	0	1	0		
(2) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けていない人数	1,329	576	1,444	606	1,989	849	2,916	1,181		
(3) (1)，(2)の合計	2,121	1,028	2,624	1,231	3,244	1,550	4,395	2,078		
中学校	学校内	(4) ⑧，⑨による相談・指導等を受けた実人数	1,024	515	1,259	562	1,470	710	1,834	875
		⑧ 養護教諭による専門的な指導を受けた人数	392	189	439	170	500	214	539	211
		⑨ スクールカウンセラー，相談員等による専門的な相談を受けた人数	842	420	1,012	458	1,161	587	1,486	738
		(5) 上記⑧，⑨による相談・指導等を受けていない人数	1,097	513	1,365	669	1,774	840	2,561	1,203
		(6) (4)，(5)の合計	2,121	1,028	2,624	1,231	3,244	1,550	4,395	2,078
(7) 上記①～⑦，⑧，⑨による相談・指導等を受けていない人数	631	269	787	345	1,149	468	1,778	722		

※ 1 学校外の①～⑦の機関

- ① 教育支援センター（適応指導教室） ② 教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関（①を除く）
 ③ 児童相談所，福祉事務所 ④ 保健所，精神保健福祉センター ⑤ 病院，診療所
 ⑥ 民間団体，民間施設 ⑦ 上記以外の機関等

※ 2 学校内の⑧～⑨の機関

- ⑧ 養護教諭による専門的な指導を受けた人数
 ⑨ スクールカウンセラー，相談員等による専門的な相談を受けた人数

※ 3 ①～⑨については複数回答であり、(1)(2)(3)(4)は実数。

※ 4 「不明」とは、学校外の機関等で相談・指導を受けているかどうか把握していない不登校生徒。

Ⅲ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等

ウ 相談・指導等を受けた学校内外の機関

区分		R 1		R 2		R 3		R 4		
		90日以上		90日以上		90日以上		90日以上		
中学校	学校外	(1) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた実人数	1,432	1,009	1,997	1,274	2,058	1,452	2,263	1,603
		(a) 「指導要録上出席扱い」となった実人数	811	594	772	542	799	582	974	717
		① 教育支援センター	687	521	679	471	687	499	551	382
		(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	595	448	507	360	505	350	406	274
		(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	7	6	11	9	1	1	5	3
		② 教育委員会及び教育センター等 教育委員会所管の機関（①を除く）	250	177	359	244	325	258	575	439
		(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	125	83	94	62	111	90	338	254
		(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	1	1	0	0	0	0	4	3
		③ 児童相談所，福祉事務所	91	51	167	97	163	97	170	103
		(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	23	8	17	13	16	8	18	12
		④ 保健所，精神保健福祉センター	19	12	27	18	22	12	20	17
		(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	7	2	0	0	3	0	1	1
		⑤ 病院，診療所	270	150	685	368	725	447	703	456
		(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	12	7	25	12	18	12	19	13
		⑥ 民間団体，民間施設	155	124	198	157	260	210	294	233
(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	120	94	132	97	184	152	219	174		
(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	37	27	20	16	37	27	15	11		
⑦ 上記以外の機関等	53	35	79	58	93	79	108	80		
(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	21	12	28	25	15	13	14	13		
(2) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けていない人数	4,722	2,965	4,313	2,571	5,876	3,492	7,452	4,561		
(3) (1)，(2)の合計	6,154	3,974	6,310	3,845	7,934	4,944	9,715	6,164		
小学校	学校内	(4) ⑧，⑨による相談・指導等を受けた実人数	3,238	2,043	3,158	1,863	3,770	2,268	4,676	2,903
		⑧ 養護教諭による専門的な指導を受けた人数	561	308	563	276	748	409	940	523
		⑨ スクールカウンセラー，相談員等による専門的な相談を受けた人数	3,008	1,920	2,888	1,732	3,327	2,030	4,036	2,576
		(5) 上記⑧，⑨による相談・指導等を受けていない人数	2,916	1,931	3,152	1,982	4,164	2,676	5,039	3,261
		(6) (4)，(5)の合計	6,154	3,974	6,310	3,845	7,934	4,944	9,715	6,164
(7) 上記①～⑦，⑧，⑨による相談・指導等を受けていない人数	2,154	1,336	2,126	1,282	3,022	1,867	3,940	2,518		

※ 1 学校外の①～⑦の機関

- ① 教育支援センター（適応指導教室） ② 教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関（①を除く）
 ③ 児童相談所，福祉事務所 ④ 保健所，精神保健福祉センター ⑤ 病院，診療所
 ⑥ 民間団体，民間施設 ⑦ 上記以外の機関等

※ 2 学校内の⑧～⑨の機関

- ⑧ 養護教諭による専門的な指導を受けた人数
 ⑨ スクールカウンセラー，相談員等による専門的な相談を受けた人数

※ 3 ①～⑨については複数回答であり、(1)(2)(3)(4)は実数。

※ 4 「不明」とは、学校外の機関等で相談・指導を受けているかどうか把握していない不登校生徒。

Ⅲ 小学校及び中学校における長期欠席の状況等

工 不登校児童生徒のうち、自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数

区分		R 1	R 2	R 3	R 4
小学校	指導要録上出席扱いとした児童生徒数（a）	1	23	283	275
	（a）のうち「4」の機関等においても指導要録上の出席扱いを受けた児童生徒数	0	3	28	61
中学校	指導要録上出席扱いとした児童生徒数（a）	17	56	347	416
	（a）のうち「4」の機関等においても指導要録上の出席扱いを受けた児童生徒数	13	29	51	162

※1 「（a）のうち「4」の機関等においても指導要録上の出席扱いを受けた児童生徒数」については、自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒のうち、「ウ 相談・指導等を受けた学校内外の機関等（上記参照）」においても指導要録上の出席扱いを受けた児童生徒数。

※2 令和3年度調査より『不登校児童生徒のうち』と記載されているが、調査の趣旨を鑑みて経年比較する。

IV 高等学校における長期欠席の状況等

ア 長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数）

区分		R 1	R 2	R 3	R 4	
高等学校 (全日制)	病気	計	394	314	645	854
	経済的理由	計	1	4	5	1
	不登校 (A)	高1	494	358	516	635
		高2	366	293	446	520
		高3	271	160	298	345
		単位制	155	251	294	402
		計	1,286	1,062	1,554	1,902
	(A)のうち、前回調査でも不登校に計上されていた者	高1	86	46	82	99
		高2	99	33	71	101
		高3	81	33	53	94
		単位制	28	34	35	81
		計	294	146	241	375
	(A)のうち、中退	高1	171	120	143	160
		高2	91	53	87	92
		高3	36	19	33	37
		単位制	31	50	56	71
	計	329	242	319	360	
	(A)のうち、原級留置	高1	33	18	22	37
		高2	20	12	11	19
		高3	6	3	3	8
		単位制	1	6	8	21
	計	60	39	44	85	
	(A)のうち、90日以上欠席している者	高1	71	72	78	98
高2		41	38	45	50	
高3		15	17	11	25	
単位制		19	33	32	36	
計	146	160	166	209		
うち、出席日数が10日以下の者	高1	8	17	11	12	
	高2	5	6	5	2	
	高3	2	4	0	4	
	単位制	4	7	3	7	
計	19	34	19	25		
うち、出席日数が0日の者	高1	1	2	2	0	
	高2	2	1	2	0	
	高3	1	2	0	0	
	単位制	1	1	0	2	
計	5	6	4	2		
新型コロナウイルスの感染回避	計		122	326	64	
その他	計	57	133	914	431	
合計	高1	621	537	971	899	
	高2	471	452	1,010	847	
	高3	406	299	752	807	
	単位制	240	347	711	699	
	計	1,738	1,635	3,444	3,252	

区分		R 1	R 2	R 3	R 4	
高等学校 (定時制)	病気	計	55	149	98	50
	経済的理由	計	12	2	3	9
	不登校 (A)	高1	149	32	38	51
		高2	139	19	35	36
		高3	109	24	19	35
		高4以上	65	29	38	47
		単位制	431	541	680	733
	計	893	645	810	902	
	(A)のうち、前回調査でも不登校に計上されていた者	高1	39	12	11	7
		高2	40	7	17	17
		高3	40	10	11	11
		高4以上	39	12	25	21
		単位制	86	208	304	322
	計	244	249	368	378	
	(A)のうち、中退	高1	44	13	21	13
		高2	31	8	12	10
		高3	20	2	3	1
		高4以上	7	3	6	3
	単位制	39	65	126	109	
	計	141	91	168	136	
	(A)のうち、原級留置	高1	12	7	3	6
		高2	13	1	5	2
		高3	5	2	0	1
高4以上		4	3	3	1	
単位制	8	11	5	0		
計	42	24	16	10		
(A)のうち、90日以上欠席している者	高1	41	10	7	10	
	高2	37	5	5	3	
	高3	21	2	0	1	
	高4以上	3	3	6	1	
単位制	125	101	148	184		
計	227	121	166	199		
うち、出席日数が10日以下の者	高1	1	1	0	2	
	高2	1	2	1	1	
	高3	2	0	0	0	
	高4以上	0	1	1	1	
単位制	30	23	13	33		
計	34	27	15	37		
うち、出席日数が0日の者	高1	0	0	0	0	
	高2	1	0	0	1	
	高3	0	0	0	0	
	高4以上	0	0	0	1	
単位制	5	3	3	6		
計	6	3	3	8		
新型コロナウイルスの感染回避	計		32	31	4	
その他	計	51	45	77	26	
合計	高1	174	50	64	58	
	高2	156	34	66	50	
	高3	127	40	54	49	
	高4以上	71	45	80	55	
	単位制	483	704	755	779	
計	1,011	873	1,019	991		

※1 「生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）児童生徒数を理由別に調査。なお、「生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても登校しなかった日数として含める。理由の選択については、「欠席日数」欄と「出席停止・忌引き等の日数」欄のいずれに計上されているかに関わらず、登校しなかった理由によって選択。

※2 各区分の詳細は、P 20を参照。

IV 高等学校における長期欠席の状況等

イ 不登校の要因

区分		R 1	R 2	R 3	R 4	
全日制	学校に係る状況	いじめ	1	1	8	2
		いじめを除く友人関係をめぐる問題	178	93	127	198
		教職員との関係をめぐる問題	13	5	9	3
		学業の不振	80	87	128	223
		進路に係る不安	63	65	72	78
		クラブ活動、部活動等への不適応	11	10	8	5
		学校のきまり等をめぐる問題	27	5	24	10
		入学、転編入学、進級時の不適応	163	159	239	229
	家庭に係る状況	家庭の生活環境の急激な変化	16	14	18	35
		親子の関わり方	30	20	36	35
		家庭内の不和	27	23	26	31
	本人に係る状況	生活リズムの乱れ、あそび、非行	171	120	210	256
		無気力、不安	413	348	536	707
左記に該当なし		93	112	113	90	
定時制	学校に係る状況	いじめ	0	0	0	0
		いじめを除く友人関係をめぐる問題	13	9	20	31
		教職員との関係をめぐる問題	0	0	0	3
		学業の不振	57	1	8	6
		進路に係る不安	2	6	2	4
		クラブ活動、部活動等への不適応	1	0	0	0
		学校のきまり等をめぐる問題	1	0	7	4
		入学、転編入学、進級時の不適応	25	113	39	20
	家庭に係る状況	家庭の生活環境の急激な変化	11	7	3	17
		親子の関わり方	3	3	7	9
		家庭内の不和	11	4	6	7
	本人に係る状況	生活リズムの乱れ、あそび、非行	330	79	228	291
		無気力、不安	308	183	410	393
	左記に該当なし		131	240	80	117

※1 「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した生徒全員につき、主たる要因を一つ選択。

IV 高等学校における長期欠席の状況等

ウ 相談・指導等を受けた学校内外の機関等

区分		R 1		R 2		R 3		R 4		
		90日以上		90日以上		90日以上		90日以上		
全日制	学校外	(1) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた実人数	95	20	208	45	218	33	263	44
		(a) 「指導要録上出席扱い」となった実人数	6	0	8	1	6	1	2	0
		① 教育支援センター	0	0	2	2	14	1	11	2
		(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	0	0	0	0	0	0
		(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	0	0	0	0	0	0	0	0
		② 教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関（①を除く）	10	1	5	2	8	0	9	2
		(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	6	0	0	0	1	0	0	0
		(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	0	0	0	0	1	0	0	0
		③ 児童相談所，福祉事務所	13	3	23	5	23	6	42	15
		(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	2	0	1	0	1	0	2	0
	④ 保健所，精神保健福祉センター	7	0	0	0	7	3	0	0	
	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	0	0	0	0	0	0	
	⑤ 病院，診療所	65	16	168	33	170	23	168	24	
	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	4	0	3	0	4	1	0	0	
	⑥ 民間団体，民間施設	1	0	2	0	2	1	13	2	
	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	0	0	0	0	0	0	0	0	
	⑦ 上記以外の機関等	1	0	13	4	2	0	21	0	
	(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	4	1	0	0	0	0	
	(2) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けていない人数	1,110	116	654	84	1,073	112	1,315	135	
(3) 不明	81	10	200	31	263	21	324	30		
(4) (1)～(3)の合計	1,286	146	1,062	160	1,554	166	1,902	209		
学校内	(5) ⑧，⑨による相談・指導等を受けた実人数	601	63	537	73	665	72	811	94	
	⑧ 養護教諭による専門的な指導を受けた人数	360	41	344	43	406	33	415	39	
	⑨ スクールカウンセラー，相談員等による専門的な相談を受けた人数	353	41	343	54	478	60	536	64	
	(6) 上記⑧，⑨による相談・指導等を受けていない人数	685	83	525	87	889	94	1,091	115	
	(7) (5)，(6)の合計	1,286	146	1,062	160	1,554	166	1,902	209	
(8) 上記①～⑦，⑧，⑨による相談・指導等を受けていない人数	427	43	341	50	646	59	815	64		

※1 ①～⑨については複数回答であり、(1)(2)(3)(4)は実数。

※2 「不明」とは、学校外の機関等で相談・指導を受けているかどうか把握していない不登校生徒。

IV 高等学校における長期欠席の状況等

ウ 相談・指導等を受けた学校内外の機関等

区分		R 1		R 2		R 3		R 4		
		90日以上		90日以上		90日以上		90日以上		
定時制	学校外	(1) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた実人数	28	2	19	11	22	2	39	12
		(a) 「指導要録上出席扱い」となった実人数	1	0	1	0	0	0	1	0
		① 教育支援センター	0	0	2	0	0	0	1	0
		(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	0	0	0	0	0	0
		(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	0	0	0	0	0	0	0	0
		② 教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関（①を除く）	0	0	1	1	0	0	0	0
		(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	0	0	0	0	0	0
		(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	0	0	0	0	0	0	0	0
		③ 児童相談所、福祉事務所	5	0	4	3	7	1	14	5
		(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	2	0	0	0	0	0	0	0
		④ 保健所、精神保健福祉センター	0	0	0	0	0	0	3	3
		(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	0	0	0	0	0	0
		⑤ 病院、診療所	21	2	11	6	15	1	18	4
		(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	1	0	1	0	0	0	1	0
		⑥ 民間団体、民間施設	2	0	1	1	0	0	3	0
		(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	0	0	0	0	0	0
		(b)(a)のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用を受けた人数	0	0	0	0	0	0	0	0
		⑦ 上記以外の機関等	1	0	0	0	0	0	0	0
		(a) 「指導要録上出席扱い」となった人数	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けていない人数	488	100	314	88	640	125	682	127	
(3) 不明	377	125	312	22	148	39	181	60		
(4) (1)～(3)の合計	893	227	645	121	810	166	902	199		
学校内	(5) ⑧, ⑨による相談・指導等を受けた実人数	323	68	263	50	263	63	272	44	
	⑧ 養護教諭による専門的な指導を受けた人数	208	56	211	37	142	31	159	26	
	⑨ スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数	268	53	220	47	241	59	231	42	
	(6) 上記⑧, ⑨による相談・指導等を受けていない人数	570	159	382	71	547	103	630	155	
	(7) (5), (6)の合計	893	227	645	121	810	166	902	199	
(8) 上記①～⑦, ⑧, ⑨による相談・指導等を受けていない人数	222	42	169	43	467	93	499	101		

※1 ①～⑨については複数回答であり、(1)(2)(3)(4)は実数。

※2 「不明」とは、学校外の機関等で相談・指導を受けているかどうか把握していない不登校生徒。

V 高等学校における中途退学の状況等

ア 退学者数

【中途退学者数】

区分		R 1	R 2	R 3	R 4
中途退学者数	高 1	526	351	416	470
	高 2	337	213	271	270
	高 3	125	73	85	106
	高 4 以上	17	26	17	17
	単位制	328	308	338	319
	計	1,333	971	1,127	1,182

【在籍者数 令和 4 年 4 月 1 日現在】

高 1	高 2	高 3	高 4 以上	単位制	計
28,996	27,599	28,160	1,506	24,902	111,163

【中途退学の事由】

区分	R 1	R 2	R 3	R 4	
学業不振	高 1	62	47	79	67
	高 2	58	29	34	28
	高 3	9	1	7	5
	高 4 以上	0	0	0	0
	単位制	42	45	16	8
	計	171	122	136	108
学校生活・ 学業不適応	高 1	367	219	202	298
	高 2	182	107	117	163
	高 3	65	27	35	57
	高 4 以上	10	4	5	1
	単位制	166	178	205	217
	計	790	535	564	736

区分	R 1	R 2	R 3	R 4	
別の高校 への入学 を希望。	高 1	14	24	75	30
	高 2	19	19	49	21
	高 3	7	4	17	14
	高 4 以上	1	0	0	0
	単位制	8	13	22	31
	計	49	60	163	96
	専修・ 各種学校 への入学 を希望。	高 1	4	7	11
高 2		6	1	3	1
高 3		3	0	1	0
高 4 以上		1	7	0	1
単位制		9	4	24	3
計		23	19	39	6
就職を 希望。	高 1	30	22	14	20
	高 2	23	21	17	9
	高 3	17	5	3	7
	高 4 以上	2	8	1	2
	単位制	43	32	33	18
	計	115	88	68	56
進路 変更	高 1	5	2	7	0
	高 2	12	8	11	2
	高 3	7	7	3	2
	高 4 以上	0	3	0	1
	単位制	6	8	13	6
	計	30	28	34	11
その他	高 1	7	6	8	29
	高 2	10	1	9	22
	高 3	3	4	2	9
	高 4 以上	2	0	0	8
	単位制	9	4	1	7
	計	31	15	20	75
小計	高 1	60	61	115	80
	高 2	70	50	89	55
	高 3	37	20	26	32
	高 4 以上	6	18	1	12
	単位制	75	61	93	65
	計	248	210	324	244

区分	R 1	R 2	R 3	R 4	
病気が死亡	高 1	13	7	6	8
	高 2	9	9	12	11
	高 3	8	8	9	6
	高 4 以上	1	0	2	1
	単位制	7	10	11	13
	計	38	34	40	39
経済的理由	高 1	1	5	0	0
	高 2	0	2	0	0
	高 3	1	0	1	0
	高 4 以上	0	1	0	0
	単位制	5	1	2	2
	計	7	9	3	2
家庭の事情	高 1	14	10	6	7
	高 2	10	10	7	9
	高 3	4	7	1	1
	高 4 以上	0	0	0	1
	単位制	18	10	4	4
	計	46	37	18	22
問題行動等	高 1	4	1	4	6
	高 2	5	1	4	4
	高 3	0	2	3	5
	高 4 以上	0	0	0	0
	単位制	5	0	5	6
	計	14	4	16	21
その他の理由	高 1	5	1	4	4
	高 2	3	5	8	0
	高 3	1	8	3	0
	高 4 以上	0	3	9	2
	単位制	10	3	2	4
	計	19	20	26	10

※ 1 「中途退学の事由」については、中途退学者 1 人につき、主たる要因を一つ選択。

VI 小学校、中学校及び高等学校における自殺の状況

ア 自殺に係る調査を実施した件数

	R 1	R 2	R 3	R 4
小学校	0	0	2	0
中学校	5	3	3	7
高等学校	10	18	12	11
合計	15	21	17	18